

市民サービスグループだより

平成25年12月

■ 車に乗車される場合は必ずシートベルトを着用しましょう！

平成20年6月1日に道路交通法が改正され、自動二輪車等を除くすべての座席でシートベルトの着用が義務化(一部の例外を除く)され、後部座席については、高速道路での違反は、行政処分の基礎点数1点が付されることとなっています。また、助手席では従来どおり一般道路・高速道路関わらず、行政処分の対象となります。

～ 平成24年の死亡者のうち47人が非着用 ～

平成24年の交通事故死亡者200人のうち47人がシートベルト非着用でした。シートベルトを着用していれば35人(運転手:30人中23人、助手席:4人中2人、後部座席:13人中10人)は助かった可能性があると考えられています。

また、本年(12月2日現在)については、後部座席乗車中の死者の10人中9人がシートベルト非着用でした。

※ シートベルト非着用による被害の拡大は被害者の過失とされるため、被害者であっても、損害賠償等の場面で十分な補償が受けられなくなる可能性があります。

シートベルト着用は何のため？ 違反点1点取られるから？？ 違います！
乗車している方を守るためです。運転手は同乗者にシートベルトを着用させ、命を守る義務があります。大切な家族・知人を守るのは、みなさん一人ひとりですので、必ずシートベルトを着用しましょう！

■ 飲酒運転は絶対やめましょう！

これからお正月、新年会と飲酒の機会が増えることに伴い、飲酒運転による重大事故の発生が懸念されます。

地域、職場、家庭で「飲酒したら運転しない」「運転する人には飲ませない」を徹底しましょう。

＜飲酒運転すると嚴重な処分を受けます＞

- ◆酒酔い運転の場合:5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ◆酒気帯び運転の場合:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ◆飲酒検知を拒否した場合:3か月以下の懲役又は50万円以下の罰金



■ バス車内での転倒事故に注意！

☆☆☆全国ではこのような事例があります☆☆☆

(事例1)

バスに乗るときに整理券を取ろうとした際、ロングスカートがひっかかって転倒。右腕を骨折した。(70歳代 女性)

(事例2)

バスで立っていて、一時停止後発車したとき転倒。左の太ももを骨折した。(80歳代 女性)

(事例3)

バスの走行中に座席を移動しようとして転倒。右手を骨折した。(60歳代 女性)



ひとことアドバイス

- 乗合バス等の車内で、乗車・降車時や走行中などに高齢者が転倒する事故が報告されています。
- 高齢者は車の発進など急な動きでバランスを崩しやすく、転倒すると、骨折など重傷となる危険性があります。
- バスを安全に利用するため、走行中はできるだけ着席し、立っている場合は手すりなどにしっかりとつかましましょう。また、席を立つときは、バスが完全に停車してから立ち上がることが大切です。
- 動きやすい服、足元が安定する靴、両手が空くかばんを選ぶなど、服装や持ち物にも気を配りましょう。
- 周囲の人たちも、高齢の方に座席やつかまりやすい場所を譲ることを心がけましょう。

登別市消費生活センター TEL：85-3491
(登別市中央町6丁目11番地 登別市役所市民サービスG内)
登別消費者協会 TEL：85-8307
火曜日～金曜日 10時00分～16時00分
(登別市千歳町3丁目1番地 労働福祉センター内)